

なかしべつちようおも しゅわげん ごじょうれい そあん  
中標津町想いをつなぐ手話言語条例（素案）

ぜんぶん  
前文

しゅわ て ゆび からだ うご かお ひょうじょう つか しかくてき ひょうげん げんご  
手話は、手や指、体の動きや顔の表情を使って視覚的に表現する言語で  
おんせいげんご にほんご こと どくじ ぶんぽうたいけい も げんご しゅわ  
あり、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語です。手話  
しゅわ ひつよう ひと たいせつ げんご はぐく ひと ぶんか  
は、手話を必要とする人にとって大切な言語として生まれ、そして一つの文化  
みやくみやく う つ  
として脈々と受け継がれてきました。

しかし、か こ ふ かえ しゅわ げんご みと しゅわ つか  
しかし、過去を振り返るとき、手話は言語とは認められず、手話を使うこと  
おお せいやく う なが れきし しゅわ ひつよう ひと さまざま  
に多くの制約を受けてきた長い歴史があります。手話を必要とする人は、様々  
ばめん ふべん ふあん かん せいかつ え  
な場面で不便や不安を感じながら生活せざるを得ませんでした。

なか へいせい ねん こくさいれんごうそうかい さいたく しょうがいしゃ けんり  
こうした中であって、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利  
かん じょうやく げんご しゅわ ふく ていぎ しゅわ げんご  
に関する条約において、言語には手話が含まれるものと定義され、手話が言語  
こくさいてき みと  
であることが国際的に認められました。

いっぽう わ くに へいせい ねん しょうがいしゃきほんほう かいせい しゅわ げんご  
一方、我が国においても、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語  
はじ めいぶんか  
であることが初めて明文化されました。

しゅわ ひつよう こ こうれいしゃ だれ ちいき あんしん く  
手話を必要とする子どもから高齢者までの誰もが地域で安心して暮らすた  
げんご しゅわ み しゅわ まな しゅわ つか  
めには、言語である手話を身につけ、手話を学び、手話を使うことができる  
かんきょう とも しゅわ はぐく ひつよう  
環境をつくり、共に手話を育んでいくことが必要です。

ちょうみん かんこう おとず ひと しごと おとず ひと しゅわ  
町民のみならず、観光で訪れる人、仕事で訪れる人にも「ようこそ」と手話  
あいさつ か ねが しゅわ つう  
で挨拶が交わされるようなまちになることを願い、ここに、手話を通じて  
ひとりひとり おも なかしべつちよう めざ じょうれい せいてい  
一人一人の想いがつながる中標津町を目指し、この条例を制定します。

もくてき  
(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及び手話を必要とする人に対する理解の促進並びに手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的とします。

ようご ていぎ  
(用語の定義)

- 第2条 この条例において使用する用語を、次のとおり定義します。
- (1) 手話を必要とする人 ろう者その他の手話を必要とする人をいいます。
- (2) 手話言語 音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語としての手話をいいます。
- (3) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人及び町内で学ぶ人をいいます。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいいます。

きほんりねん  
(基本理念)

第3条 手話及び手話を必要とする人に対する理解の促進並びに手話の普及は、手話を必要とする人が手話によって意思を伝える権利を有し、その権利は尊重され、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手話を育むことを基本とします。

ちょう せきむ  
(町の責務)

だい じょう ちょう ぜんじょう きほんりねん しゅわげんご たい ちょうみんおよ  
第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、手話言語に対する町民及び  
じぎょうしゃ りかい ひろ しゅわ つか かんきょう せいび  
事業者の理解を広めるとともに、手話を使いやすい環境を整備するための  
しさく すいしん  
施策を推進します。

ちょうみんおよ じぎょうしゃ やくわり  
(町民及び事業者の役割)

だい じょう ちょうみん しゅわげんご たい りかい ふか ちょう すいしん しゅわげんご かん  
第5条 町民は、手話言語に対する理解を深め、町が推進する手話言語に関  
しさく きょうりよく つと  
する施策に協力するよう努めるものとします。

2 しゅわ ひつよう ひと しゅわげんご たい ちょうみんおよ じぎょうしゃ りかい そくしん  
手話を必要とする人は、手話言語に対する町民及び事業者の理解の促進  
なら しゅわ ふきゅう つと  
並びに手話の普及に努めるものとします。

3 じぎょうしゃ しゅわげんご たい りかい ふか ちょう すいしん しゅわげんご かん  
事業者は、手話言語に対する理解を深め、町が推進する手話言語に関  
しさく きょうりよく つと しゅわ ひつよう ひと りよう  
する施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやす  
いサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するた  
め いてきょう しゅわ ひつよう ひと はたら かんきょう せいび  
めの合理的な配慮を行うよう努めるものとします。

しさく すいしん  
(施策の推進)

だい じょう ちょう つぎ しゅわげんご かん しさく そうごうてき けいかくてき すいしん  
第6条 町は、次の手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) しゅわげんご たい ちょうみんおよ じぎょうしゃ りかい そくしんなら しゅわ ふきゅう  
手話言語に対する町民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及に  
かん しさく  
関する施策

(2) しゅわ まな きかい ていきょう かん しさく  
手話を学ぶ機会の提供に関する施策

(3) しゅわつうやくしゃ かくほおよ ようせい かん しさく  
手話通訳者の確保及び養成に関する施策

(4) ぜんかくごう かか じょうれい もくてき たっせい ひつよう  
前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な  
しさく  
施策

こんだんかい せっち  
(懇談会の設置)

だい じょう ちょう しゅわげんご かん しさく すいしん あ  
第7条 町は、手話言語に関する施策を推進するにあたっては、手話を必要  
ひと た かんけいしゃ いけん き こんだんかい せっち  
とする人その他の関係者の意見を聴くため、懇談会を設置します。

2 ぜんこう こんだんかい そしきおよ うんえい かん ひつよう じこう きそく さだ  
前項の懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

ざいせいじょう そ ち  
(財政上の措置)

だい じょう ちょう しゅわげんご かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そ ち  
第8条 町は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置  
こう つと  
を講ずるよう努めるものとします。

いにん  
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう ちょうちょう べつ さだ  
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

ふ そく  
附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち しこう  
この条例は、令和〇年〇月〇日から施行します。